

お客様が抱きがちな疑問・誤解を解消！

質問&回答例で学ぶ 贈与のキホン

贈与に関してよく聞かれるお客様の質問を挙げ、適切な回答例などを紹介します。

八木正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士

Q1

現金をあげるのが贈与になるのはわかるけど、家や土地は別だよな？



贈与の対象は、現金には限りません。土地や建物、株式、車などの動産も贈与の対象となります。また税法上においては、相当の対価を支払わずに便益を受ける行為なども贈与に含まれることとされています。

A

く見受けられます。このような行為は法的にみると、贈与という民法上で規定された「契約」行為で、贈与契約が成立するには、当事者双方の合意が必要とされています。すなわち、贈与は財産をあげる人（贈与者）が無償で財産を譲渡する意思表示をし、もらう人（受贈者）がそれに応じるにより成立します。

贈

与とは、自分の財産を相手とに無償（タダ）で与えることを内容とする法律行為です。日常生活の中では、自分の所有物を他人にタダであげることはよ



く見受けられます。このように行為は法的にみると、贈与という民法上で規定された「契約」行為で、贈与契約が成立するには、当事者双方の合意が必要とされています。すなわち、贈与は財産をあげる人（贈与者）が無償で財産を譲渡する意思表示をし、もらう人（受贈者）がそれに応じるにより成立します。

負担付きの贈与もある

そのほか、特殊な贈与の形態を

2つ紹介します。
1つは「負担付き贈与」です。負担付贈与は、受贈者が贈与者に対して、一定の負担を負う条件を付ける贈与契約です。例えば、親が所有する住宅を子供に贈与するとき、その住宅に係るローンも一緒に負担させるケースが該当します。通常の贈与については無償契約ですが、負担付き贈与の場合には受贈者に一定の負担を強いることとなります。

もう1つは「死因贈与」です。これは贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与契約です。死因贈与は、被相続人が生前に遺産の処分に関する意思表示をする点で「遺言」と似ています。遺言が被相続人のみの意思表示であるのに対し、死因贈与は当事者間の契約による点で異なります。

しかし、死因贈与は「遺贈」と実質的に類似することから、その性質に反しない限り遺贈に関する規定が準用され、税務上も贈与税ではなく、相続税の課税対象となります。

Q2

贈与をすると必ず税金がかかるんだよね？高いんでしょ？



贈

与税には「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の2つの制度があります。通常は暦年課税制度が適用されます。暦年課税制度における贈与税の計算式は「(1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額 - 基礎控除額110万円) × 税率 - 控除額」、税率は図表のとおりです。

相続時精算課税制度とは、子・孫の世代へ早期の資産移転を円滑に行えるよう導入された制度で、原則60歳以上の父母または祖父母から、20歳以上の子または孫に対して財産を贈与した場合において選択できます。

この制度を適用すると、贈与財産から累計で特別控除2500万円を控除でき、暦年課税制度よりも多くの財産を無税で贈与できます。2500万円を超えた部分に

対しては20%の贈与税がかかります。いったんこの制度を選択すると、その選択をした年以降すべてこの制度が適用され、暦年課税制度への変更はできません。そして、この制度の贈与者である父母または祖父母がなくなったときには、相続税の計算上、この制度を適用した贈与財産について贈与時の時価を加算して相続税額を計算することになります。

税金がかからない財産も

贈与を受けた財産のうち、次の財産は贈与税がかからないとされています。

- ①法人から贈与を受けた財産
- ②夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から通常必要と認められる生活費や教育費
- ③個人から受ける香典、花輪代、

●贈与の税率

①特例税率（直系尊属から20歳以上の子・孫などへ贈与した場合に適用）

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

②一般税率（特例税率に該当しない場合に適用）

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

贈答、お祝いまたは見舞い等の金品で、社会通念上相当と認められるもの

- ④直系尊属贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税制度の適用を受けた金額
- ⑤直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税制度の適用を受けた金額
- ⑥直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税制度の適用を受けた金額

A

贈与を受けると、贈与を受けた人に対し贈与税がかかります。ただし、110万円の非課税枠が設けられていて、1年間で贈与を受けた財産の価額の合計額が非課税枠以下であれば、贈与税はかかりません。また贈与税には、非課税とされる財産や相続時精算課税制度、教育資金贈与などの特例があり、必ずしも贈与税がかかるとは限りません。



A

贈与税は、財産をもらった人（受贈者）が申告および納付します。毎年1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産を、翌年2月1日から3月15日までの間に申告します。原則として金銭で一括納付しなければなりません。お子様に贈与した財産、またはお子様の固有の財産の中から金銭を用意して贈与税を納めることとなります



なお、受贈者が納めるべき贈与税を贈与者が負担した場合、その行為が贈与行為となり、その贈与税を負担した年の贈与財産に含ま

れることになるので注意が必要です。また、作成した申告書等はe-Tax（電子申告）を利用して提出することもでき、近年はe-Taxを利用する人も増えてい

かかります。与税に対しては、一定の利子税が

Q4

私が子どもに贈与したら税金を納めるのは私だよ？年末に納めればいいのか？



贈与 与税という名称ですが、贈与者が負担するわけではありませ

りません。贈与により財産を受けた受贈者側に税金を負担する力があると考えられ、贈与税は受贈者が負担することとされています。

受贈者ごとに贈与税の計算をするため、110万円の非課税枠も受贈者ごとに適用されます。例えば、子ども3人に100万円ずつ合計300万円を贈与した場合には、受贈者である子どもごとに110万円の非課税枠が適用されます。1年間に贈与を受けた金額が110万円以下であれば、贈与税の申告義務はありません。

贈与税の申告手続きについては、受贈者は毎年1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産を、翌年2月1日から3月15日までの間に、住所地を所轄する税務署に申告します。

金銭一括納付が原則だが…

確定申告書の用紙は税務署で入手することができますが、国税庁のホームページでも公開されており、それを印刷して郵送により所轄の税務署に提出することもできます。

また、作成した申告書等はe-Tax（電子申告）を利用して提出することもでき、近年はe-Taxを利用する人も増えてい

かかります。与税に対しては、一定の利子税が

A

暦年課税制度において、基礎控除110万円を超える贈与を行うと、その超える金額に対して累進税率で贈与税がかかります。将来かかるであろう相続税の税率が高いようであれば、贈与税を払ってでも、生前贈与を行ったほうが良い場合もあります。また、教育資金や結婚・子育て資金、住宅取得資金の贈与の場合には、非課税枠が別途設けられています。



相続 相続対策においては、暦年課税制度の非課税枠110万円を適用して、相続人等に生前贈与することが有効といえます。

ただし、相続財産の価額が多額で、適用される相続税率が高い場合には、非課税枠110万円を超えて生前贈与するほうが、贈与税と相続税の全体の税金が少なくなります。

例えば、相続財産6億円を1人の子が単独で相続する場合には、2億4000万円の相続税がかかります。この場合の相続税の実効税率は40%となります。このような場合には、40%未満の贈与税を支払ってでも生前贈与を行ったほうが、相続税と贈与税の合計額は少なくなります。

住宅取得資金の非課税
父母や祖父母など直系尊属から

の贈与により、自己の居住用家屋の新築、取得または増改築等に充てるための金銭を取得した場合に、一定の条件のもと、居住用家屋の新築等に係る契約の締結日に応じて、次の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

・平成31年4月1日～令和2年3月31日：2500万円
・令和2年4月1日～令和3年3月31日：1000万円
・令和3年4月1日～令和3年12月31日：700万円

なお、省エネ等住宅の場合は500万円が上乗せされます。

教育資金の非課税
30歳未満の受贈者が、教育資金に充てるため、金融機関等の一

定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から金銭の拠出を受けた場合には、その金額のうち1500万円までの金額については、受贈者の贈与税が非課税となります。

なお、受贈者が30歳に達するなどで本契約が終了した場合には、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

結婚・子育て資金の非課税
20歳以上50歳未満の受贈者が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から金銭の拠出を受けた場合には、その金額のうち1000万円までの金額については、贈与税が非課税となります。

Q3

子どもに毎年基礎控除の範囲で贈与している。税金がかかるから、それ以上の援助はやめておいたほうがいいよね？



なお、受贈者が50歳に達するころなどで本契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

贈与税は、申告期限までに金銭で一括納付することになっていきます。納付方法は次のとおりです。

①納付書により金融機関・税務署・コンビニにて納付
②e-Taxから口座引落とし等により納付
③決済用サイトからクレジットカードで納付

贈与税は金銭で一括納付することが原則ですが、不動産のみ贈与を受けた場合など、一度に多額の納税をすることが難しいケースがあります。次の3つの条件のすべてに該当する場合には5年以内の分割払いが認められています。

①金銭で一度に納めることが難しい理由があること
②担保を提供すること
ただし、延納税額が1000万円以下で延納期間が3年以下の場合には、担保は必要ありません。

なお、延納することとなった贈与税に対しては、一定の利子税がかかります。



A

贈与はお互いの意思表示のみで成立します。したがって口約束だけでも成立します。ただし口約束の贈与については、贈与者・受贈者のどちらからでも撤回することができるかとされています。また、後で贈与があったかどうかの税務上の争点になる可能性もあります。したがって、一定の要素を明記した書面を残しておくことが望ましいと思われる。

- ⑤ どのような口約束であって問題になることはないし、書面で残さなくても大丈夫」と考えがちで
- ④ いつ（贈与の時期）
- ③ 何を（贈与の対象物）
- ② だれに（受贈者）
- ① だれから（贈与者）

未成年者への贈与に注意

未成年者に対しても当然に贈与をすることができます。ただし、未成年者は法律行為ができない、制限行為能力者であるとされている

このように未成年者への生前贈与については、契約の成立の証しを書面で残しておくこと、その後の財産管理を適切に行うことが重要です。

なお、民法改正により、成年年齢が2022年4月より、20歳から18歳に引き下げられます。

Q6

贈与に関して、お互いの合意があること書面に残しておきさえすれば書き方は問われないよね？



贈

与契約は、贈与者が財産をあげる意思表示を行い、受贈者がそれに応じる意思表示を行えば有効に成立します。ただし書面によらない贈与の場合、当事者はいずれでも撤回することができますとされています。贈与契約を不安定な状況におかないためにも、贈与契約書などの書面で残しておくほうが安全であるといえます。

贈与を証明する書面については、およそ次の内容を含めておけばよいでしょう。

- ① だれから（贈与者）
- ② だれに（受贈者）
- ③ 何を（贈与の対象物）
- ④ いつ（贈与の時期）
- ⑤ どのような口約束であって問題になることはないし、書面で残さなくても大丈夫」と考えがちで

すが、親族への生前贈与は相続税対策として行われることが多く、税務上「本当に当事者間で意思表示があったのか」が問われることになりやすい。贈与契約があったことを証明するためにも書面で残し、必要があれば贈与税申告を行い、不動産の贈与であれば贈与の登記を行うことが求められます。

なお、親が子の名義で預金口座を開設して預け入れ、その後親自身が管理・使用している場合には、贈与契約があったとはいえず、単なる「名義借り」となるため注意が必要です。

ます。したがって、未成年者の法定代理人である親権者（父母）が、受贈者である未成年者に代わって意思表示をすることになります。贈与契約書などの書面にも、未成年者の代理人として父母の署名押印が必要となります。

受贈者が未成年者の場合には、必然的に両親が贈与財産の管理を行うこととなります。親の都合で子どもの財産を使った場合には、その贈与契約は形式上子の名義を使った行為で、実質は祖父母から親への贈与、または単なる子の名義借りであった——と推定される恐れがあります。

また、子が成人したときには、財産の管理を子に移すこと等が求められるでしょう。

A

確かに、贈与税率は相続税率よりも高いです。しかし、贈与税の非課税枠・年110万円以下で財産を生前贈与する方法は、税負担なしに財産を次世代へ移転でき、将来の相続税を減らすうえで有効です。ほかにも、特定の相続人に生前に財産を移転させることにより、相続発生後の争いを未然に防ぐ効果があります。



Q5

贈与の税率は基本的に相続税率より高いよね？相続対策上、贈与にメリットはあるの？



まず、贈与税の税率が高く設定されている理由について解説します。

相続税は、相続発生時点の被相続人の財産に対して課税される税金です。相続発生前に被相続人の財産を相続人に贈与すれば、結果として相続税を減らすことができます。

ただし、相続税が発生しない額まで手軽に生前贈与が行えるなら、相続税の存在意義がなくなってしまう。贈与税は、相続税の対象とならない生前の贈与について、相続税の代わりに課税しようというもので、相続税を補完する税金といえます。

贈与税は、贈与財産の金額が大きければ大きいほど税率が高くなる累進税率を適用して、相続税率よりも高い税率となつていま

す。その税負担を考慮すると、一度に多額の生前贈与をすることは現実的ではありません。

そのため、贈与税の非課税枠の範囲か、低い贈与税率の範囲内で毎年時間をかけて生前贈与していく方法が相続税対策として有効です。このときに贈与する相手が多いほど、より早くより多くの相続財産を減らすことができます。

ただし、相続人に対する生前贈与については、贈与の日から3年を経過しないと、相続財産とみなされてしまいます。相続人以外の人に対する贈与はこの適用を受けませんので、例えば子の配偶者や相続人ではない孫に対する贈与は、贈与した時点で相続財産から減らせます。

また、住宅取得資金や教育資金にかかる、贈与税の非課税特例を

活用すると、一度に多くの相続財産を減らすことができます。

相続での争いを防ぐ効果も

生前贈与には節税以外にも、特定の相続人に生前に財産を移転させることにより、相続発生後の争いを未然に防ぐ効果があります。相続発生時に遺言がない場合、相続人全員で被相続人の遺産の分割に関して話し合わなければなりません。不動産や自社株式など、その承継について相続人間で対立する可能性のある財産を、あらかじめ生前贈与により特定の相続人に移転しておけば、遺産分割の対象から外すことができます。

また、特定の相続人に現金を生前贈与することで、遺産分割で生じる可能性のある、他の相続人に対する代償金に充てられます。

代償金は、例えば相続財産に占める不動産の割合が高いときに、特定の相続人が不動産を一手に相続する代わりに、その相続人から他の相続人に交付する金銭で、相続分を調整する役割があります。